

氷
川
町



(役 場)

一 概 況

平成一七年一〇月一日、竜北町と宮原町の合併により誕生した氷川町は、八代地域の北端に位置する人口二、七一五（平成二二年国勢調査）、面積約三三平方キロメートルの町である。南東は広く八代市に面し、北は宇城市、西は八代海（不知火海）に面している。町の中央を横切る国道三号を境に、東部は主に森林・丘陵地帯、西部は八代平野の一部を占める平坦な田園地帯をなしている。町を氷川が東西に貫流し、不知火海に注いでおり、流域の田園地帯を潤している。

主要産業は農業であり、米作をはじめ、い草栽培、いちご、トマトなどのハウス栽培も盛んで、丘陵地帯では「吉野梨」で知られる梨、みかん、晚白柚などの果樹の栽培も行われている。

交通機関の状況は、町の中央を走る国道三号を挟んで、東側には九州自動車道が走っており、宮原サービスエリアが立地している。また、反対の西側には、JR鹿児島本線が走っているが、当町には駅はなく、隣接市の小川駅、有佐駅を利用することができる。更に西には県道八代鏡宇土線が並行しており、その西側沿岸部には九州新幹線も走っている。

観光地としては、桜ヶ丘公園や立神峡公園がある。桜ヶ丘公園には、約二、〇〇〇本の桜があつて花見で知られ、また、立神峡公園は氷川に臨む高さ約七〇メートル、延長約二〇〇メートルの絶壁で、遊歩道、吊り橋が架けられ、景勝地として知られている。

文化財としては、国指定史跡である野津古墳群、県指定史跡である大野窟古墳、や天王山古墳第三号、そのほか高塚装飾古墳、室山古墳群、岩立の横穴古墳群、蕾園古墳群、園迫古墳群など、神蔵寺の本尊神鏡、三宮社の御神体と妙見神鏡、霊森寺の宝篋印呪塔、加藤神社の天仁王尊像などがある。

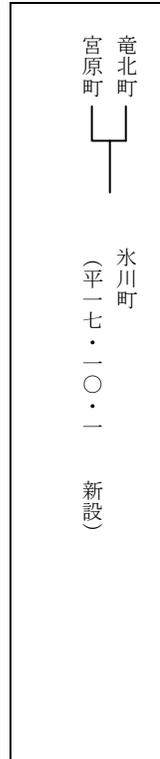
二 町名の由来

竜北町、宮原町の合併協議に際し、合併協議会では新町名を公募したが、当該地域は共に氷川流域にあり、その多大な恩恵を受けていたことから、「氷川」の名を冠した応募が最多であった。最終的には合併協議会委員の投票で決したが、地域

住民にも馴染みの深いこの町名に決したのは自然な成り行きであった。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 八代郡竜北町

昭和二九年四月一日、和鹿島村、吉野村、野津村が合併して竜北村が誕生し、その後昭和四九年に町制を施行して近年に至った。面積は約二三平方キロメートルである。

(二) 八代郡宮原町

明治三二年四月一日、一町五村の合併により宮原町が新設され、以後、昭和三〇年に鏡町との一部境界変更により、近年の町域を形成した。面積は約一〇平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、八代地域について、八代市、坂本村、千丁町（十葦北郡田浦町）及び鏡町、竜北町、宮原町、東陽村、泉村二つの合併パターンが示され、これを叩き台に協議が行われたが、まずは八代地域郡市一体での合併任意協議会が平成一三年末に発足した。

竜北町、宮原町の二町は、比較的早い段階から小規模合併の志向を見せていたが、平成一四年九月には、八代郡市一体での法定協議会に参加した。しかし、協議の中で広域合併への懸念が強まり、町議会などでも小規模合併を志向する意見が大勢を占めるに至り、平成一五年一〇月、二町は法定協議会を離脱する方針を決めた。

その後、二町での合併協議が行われ、平成一七年三月末、県知事への廃置分合申請に至り、同年一〇月一日、新町「氷川町」が誕生した。（第二編「八代地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

(一) 合併の方式

合併の方式は、八代郡竜北町、同郡宮原町を廃し、その区域をもって新町を設置する新設（対等）合併とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一七年一〇月一日とする。

(三) 新町の名称

新町の名称は「氷川町（ひかわちょう）」とする。

(四) 新町の事務所の位置

1 新町の事務所の位置は、竜北町大字島地六四二番地とする。

2 現在の宮原町役場の位置に支所を置くものとする。

(五) 財産及び債務の取扱い

1 公有財産については、現行のまま新町に引き継ぐ。

2 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。

3 基金については、原則的に平成一四年度標準財政規模額の二〇パーセント以上を総額で持ち寄る。また、土地開発基金についても、原則的に平成一四年度標準財政規模額三パーセント以上を持ち寄る。

4 債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(六) 新町建設計画

市町村の合併の特例に関する法律第五条第一項及び第二項に基づく新町建設計画について、別冊のとおり定める。（略）

(七) 議会議員の定数及び任期の取扱い

新町における議会議員の定数及び任期の取扱いについては、「市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項（議会の議員の定数に関する特例）及び第七条第一項（議会の議員の在任に関する特例）」を適用しない。

なお、公職選挙法第一五条第六項に基づく選挙区は設置しないものとする。

また、地方自治法第九一条第二項及び第七項並びに公職選挙法第三三条第三項に基づき両町の合併後五〇日以内に行われる設置選挙は、議員の定数を一四人とする。

(八) 農業委員の定数及び任期の取扱い

新町における農業委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 新町に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一八年七月一九日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は一六人とし、選挙区は設けないものとする。

(九) 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 両町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
 - 2 職員数については、合併時までに定員適正化計画を策定するものとし、新町において定員管理の適正化に努めるものとする。
 - 3 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、新町において統一するものとする。
 - 4 職員の給与については、現行給料を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併前において基準を設け、合併時に統一を行うものとする。なお、給与体系については、同規模自治体の例を基に統一を行うものとする。
- (一〇) 地方税の取扱い
- 1 個人町民税については、現行のとおりとする。
 - 2 法人町民税については、現行のとおりとする。
 - 3 固定資産税については、次のとおりとする。
- (一) 納税義務者、課税標準、税率、免税点、納期、減免については、現行のとおりとする。
- (二) 地籍調査に伴う土地課税については、登記完了分から課税するものとする。

る。

- 4 軽自動車税については、現行のとおりとする。
- 5 町たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税、入湯税については、宮原町の条例の例による。

(一一) 地域審議会の設置について

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四の規定に基づく地域審議会については、新町においては設置しない。

4 合併時の三役及び正副議長

宮原町	竜北町	町名	長	助役	収入役	議長	副議長
平岡 啓輔	浜田 洋			岩村 昭二	前田 恒孝	笠原 良一	米村 洋
				福嶋 良之	遠山 正敬	黒木 隆	梅田 泰博

5 合併時の関係町の現況表

区 分	氷川町		合併関係町	
	竜北町	宮原町	竜北町	宮原町
人 口 (人)	一三、四二二	八、三六〇	五、〇五二	
戸 数 (戸)	三、九九五	二、三六八	一、六二七	
面 積 (km ²)	三三、二九	二三、四〇	九、八九	
業 態 の 割 合	第一次産業 (人)	一、九七六	一、六〇七	三六九
	第二次産業 (人)	一、五七七	九七六	六〇一
	第三次産業 (人)	三、二七三	一、八六五	一、四〇八
計	六、八二六	四、四四八	二、三七八	
中学校以上の学校	二	一	一	
市町村税納税額 (百万円)	七四五	四四九	二九六	
前年度予算総額 (百万円)	五七九	三、四九九	二、二九二	
生 産 額	第一次産業 (百万円)	三、〇三四	二、五〇八	五二六
	第二次産業 (百万円)	二、七八〇	二、〇〇二	七七八
	第三次産業 (百万円)	二、三三八	二、一六〇	二、一七八
	計 (百万円)	二九、一五二	一六、六七〇	二二、四八二

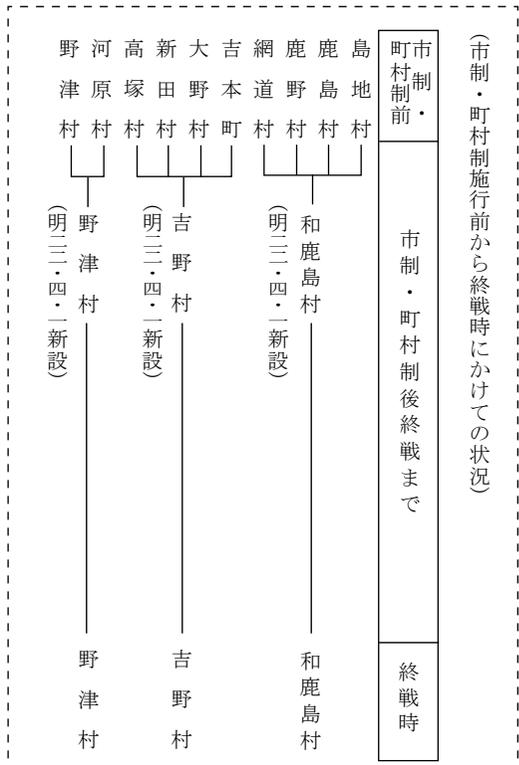
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧八代郡竜北町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 和鹿島村

本村は、氷川、砂川にはさまれた純然たる干拓地で、鹿島、鹿野、網道を逐次干拓して現在のようになった。寛文年間(一六六一〜一六七二)の鹿島御開を初めとして、鹿野は天保一〇年(一八三九)、網道は嘉永五年(一八五二)に完成し、旧藩時代は、野津手永に属していた。明治初年(一八六八)、鹿島村が分かれて島地村、鹿島村となり、同七年の改正大小区制のもとでは、これら四か村は野津村などとともに第一二大区第五小区に属した。一二年郡区町村編制法が施行され、鹿島、鹿野、網道の三か村が一行政区を、島地村は、野津村、新田村とともに一行政区をなした。一七年の行政区の変更により、鹿野村列として島地、鹿島、鹿野、網道の四か村が一行政区となつて戸長役場のもとに置かれ、二二年の町村制施行により、この四か村が合併して和鹿島村となつた。

(二) 吉野村

旧藩時代、本村の地域は種山手永に属し、吉本、大野、新田の三か村に分かれていたが、その後、吉本村は吉本町、吉本村、西吉本村の三か町村に、大野

村は大野、上北大野、南大野の三か村にそれぞれ分かれた。明治五年（一八七二）の区制施行により、大野、上北大野、南大野の三か村は第三二区に、吉本町、吉本村、西吉本村、新田村の四か町村は、第三三区になったが、白川県合併後、七年の大小区制の改正により、これらは第一二大区第五小区に編入された。八年の地租改正にもなう町村合併により、吉本、西吉本両村が合併して高塚村に、大野、上北大野両村が合併して大野村となり、さらに九年、南大野村は大野村に合併した。一二年、郡区町村編制法の施行により、吉本町、大野村、高塚村は立神村とともに、新田村は島地村、野津村とともにそれぞれ一行政区をなしたが、一七年の改正により、新田村、野津村は立神村を除く高塚村など三か町村の行政区に加えられる高塚村列となった。二二年の町村制施行によってこの五か町村のうち野津村を除く四か町村が合併して吉野村となった。

(三) 野津村

本村の地域は、旧藩時代、野津手永に属し、南野津村、北野津村、東野津村、西野津村、河原村に分かれていた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは河原村は第一二大区第七小区に、その他の村は第五小区に編入され、同八年、野津地区四か村は合併して野津村となった。一二年の郡区町村編制法の施行にもない、野津村は島地村、新田村とともに一行政区をなし、河原村は宮原町列に加えられるが、一七年の改正により野津村は高塚村列に入った。二二年の町村制の施行により野津、河原両村が合併して新しく野津村が発足した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

和鹿島、吉野、野津の三か村は、かつて種山、野津手永に属し、住民の大半は宮原町にある三神宮を氏神としていた。また、産葉面も氷川、砂川は、三か村の耕農用の灌漑用水の供給源であり、三か村の農民の協同管理によるものが多く、これらの施設の整備強化は産業振興上特に要望されていた。戦後六・三制教育制度が実施された際、この三か村は、昭和二十三年（一九四八）、三か村組合立中学校を設置したが、これらが今次の合併の一大要因となっている。

促進法制定後、県は前述のような事情を考慮して和鹿島、吉野、野津の三か村

合併試案を発表したが、当初この合併試案に対する各村の意向は必ずしも統一されていなかった。すなわち、野津村においては、一部に宮原町との合併の動きがあり、和鹿島村においても、一部に合併反対の動きや、鏡町との合併の動きなどがあった。しかし、各村ごとに合併促進委員会を結成して、合併に対する村民の啓発宣伝につとめた結果、二九年一月二四日、和鹿島村、吉野村、野津村合併促進協議会の発足をみるに至り、新村建設計画を中心に数回にわたって審議を重ね、同年二月一四日、役場位置の決定を最後に全部の議事を審議、決定し、同月一五日、三か村議会は合併関係議案を議決して、同年四月一日、竜北村が誕生した。

なお、明治中期、野津村に「龍北館」という塾があつて、ここから多くの人材をだしたので、昭和二十四年（一九四九）和鹿島、吉野、野津の三か村組合立中学校を設立した際、教育の興隆を期して校名を「竜北中学校」とした。今回の合併はこの組合立中学校がとりもつ縁もあり、村民多数の希望により「竜北」をとって村名とされたものである。竜北は、龍峰山の北をあらわしている。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併実施の時期 昭和二十九年四月一日

(二) 議会議員の任期

和鹿島村、吉野村および野津村の議会議員の任期は、促進法第九条第一項の規定を適用し、昭和三〇年三月三十一日まで在任するものとする。

(三) 助役の処置 助役は一人とする。

(四) 職員 の 処 置

1 職員は、四四人とする。

2 希望退職者について、退職金手当に関する条例により、新村において退職手当を支給する。

(五) 財産

和鹿島村、吉野村および野津村の所有するいっさいの財産は、竜北村設置と同時に竜北村に帰属させるものとする。

(六) 農業委員会

農業委員会は、次の改選期まで現在のまま各地区に存置する。

(七) 事業

約一、五〇〇年前は、この地域は「火の村」と呼ばれ、この「火の村」は、当時の大和朝廷に服する豪族の居住地であり、後年の「火の国」の発祥地であるといわれる。町内に数多くある貝塚、古墳等の遺跡は、宮原が古代文化の中心地であったことが物語っている。

「ミヤノハル」という地名は、三宮柱にちなんで、約八百年前にできた。その前は「ヒノムラ（火ノ村）」と書いていた。文字では「宮原」と書くが、呼び名では「ミヤノハル」「ミヤハル」「ミヤノハラ」「ミヤハラ」と四とおりによばれている。古くは「ミヤノハル」といったが、近代になって乱れ、最近では「ミヤハラ」が通称となっている。

宮原町が町らしい形態を整えてきたのは近世以後で、それも参勤交代のための島津氏や相良氏が通過するときの休息所や、細川氏、松井氏およびその臣人たちの休み所（上の茶屋、下の茶屋、その他）が主になった小さな宿場町からおこったものと思われる。宮原には郡代詰所があつて、八代郡の行政の中心であり、参勤交代の通路にあたつていたので、現在竜北村に属する河原町ととも町を形づくっていた。旧藩時代、宮原町の上宮原、下宮原は、野津手永に属し、早尾、椿、今、河上、立神は、種山手永に属していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制では第一二大区七小区に編入された。八年四月、立神、川上が合併して立神村に、九年一月、上宮原、下宮原が合併して宮原村になった。一二年、郡区町村編制法施行後は、三つの行政区域に分かれ、宮原町、宮原村は河原村と、立神村は高塚村列と、また今村、椿村は早尾村とそれぞれ一区をなしていたが、一七年の行政区域変更により河原村を加えた宮原町外六か町村が一行政区域となった。その後二二年、町村制の施行に伴い、河原村を除く六か町村が合併して宮原町となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

本町は、促進法制定当時人口が六、二四一人で、基準人口に達しないため、合併の対象町となっており、県の試案でも宮原町、有佐村、竜峰村の三か町村合併となっていた。しかし、次に述べるような経緯により、結局、未合併町として現在に至っている。

本町は、地理的に八代郡の中心地にある関係上、促進法制定前から隣接町村と

の合併の気運があり、この間の模様を新聞は、次のように伝えている。

こんどは大氷川郷

まず町建設期成会結成

八代郡北部地区では宮原町を中心に、有佐、竜峰の三か町村を統合（大氷川町）を建設、これを第一段階に、つぎには氷川対岸の吉野、野津、和鹿島三か村を合併、これに鏡町、文政村を加え八か町村を含めた「大氷川市」建設計画がすすめられており、球磨川電源開発後の工場誘致を含みとして大きくクローズアップされている。宮原、有佐、竜峰三か町村ではさき財政上の共通性から組合立氷川中学校を建築、共同経営を続けており、これを契機に地方自治法の線にそい三か町村合併の気運が生まれたものである。この三か町村は、城南地区の大動脈ともいわれる国道にそつて隣合、交通の面でも同一条件を備え、また経済的にも有佐、竜峰は畳表の特産地であり、竜峰、宮原は、一部に山間を有するなど地理、経済、文化面で関連性のあるサークルを形づくっている。（以下略）……（昭二六、二、一八、熊本日日新聞）

県の合併試案が発表された昭和二八年（一九五三）一〇月、宮原町は、有佐、竜峰の両村当局および議会議員を宮原町に招き、合併促進について懇談したが、有佐村は、鏡町をも含めた合併を主張し、竜峰村は、有佐村との同時合併を主張して話はまとまらなかった。一方、県の試案では文政村と合併するようになっていた鏡町は、文政村、有佐村との三か町村合併を進め、二九年当初には、この三か町村合併がほとんど確実になった。有佐村は、最後までこの三か町村合併に宮原町が加わることを働きかけたが、結局、実現せず、三〇年一月一日、鏡、有佐、文政の三か町村は合併し、新しい鏡町として発足したので、県の試案による宮原、竜峰、有佐の三か町村合併は崩れてしまった。

その後、同年一〇月一五日、鏡町との合併に反対していた旧有佐村の一部が宮原町に編入されたことにより、鏡町との間にしこりが残ったので、町当局は、東陽村に合併の申入れを行なったが不成功に終り、その後は、竜峰村との合併を考慮するに至った。しかしこの動きも大勢を占めるに至らず、宮原町の合併は進展しなかった。

三一年九月、県は、新たに合併試案を定め、宮原町は鏡町と合併し、竜峰村は千丁村と合併するものとされた。鏡町は、直ちに、宮原町に対して合併の意思が

あれば無条件で受入れられる旨の申入れをしたが、宮原町はこれに応ぜず、逆に県に対して鏡町との合併は絶対反対との陳情を行なった。このような状態で両町の合併は一向進展しないので、県は、翌三年三月二十九日、鏡、宮原両町に対して新市町村建設促進法に基づく知事の合併勧告を行なった。宮原町では、この勧告の前に県に対して勧告をしないようにと陳情するとともに、三月二十五日には鏡町とは合併しないとの付帯決議をつけて八代市編入の議決を行なった。そして宮原町は、勧告後も鏡町との合併についてはほとんど話し合いを進めなかった。

その後、県は、三四年三月三〇日、前の勧告を変更して、竜峰村、宮原町を同時に八代市に編入するという知事勧告を行なった。こうして宮原町の八代市編入が打出されたので町当局ならびに議会の大勢はこれに賛成する意向であったが、宮原町とともに八代市に編入するように勧告された竜峰村は、村内が賛成派、反対派に分かれ、その掃すうはつきりしないため、宮原町当局は竜峰村の態度決定をまつ以外に方法はないという状況であった。

しかし、これら町当局の態度とは逆に、住民の間では八代市編入反対の動きが強くなったが、宮原町八代市合併反対期成会は必ずしも意見の統一がなされてい たわけではなく、竜峰村との合併を望むもの、独立（合併しない）を望むもの、さらには大氷川市建設のため八代市編入に反対するものなどいろいろであった。これらの反対派の反対理由を要約すると、(一)宮原町は、八代市の経済圏に入っていないこと。(二)八代市に編入すれば、八代郡を三分してしまうことになること。(三)住民は、大多数八代市編入に反対していることなどであった。

このように住民の反対運動が高まってきたにもかかわらず、宮原町議会は、同年九月一日八代市編入に伴う財産処分の議決を行ない（町の廃止編入についての議決も再び同日行なっている）、八代市議会も同月一五日同様の議決を行ない、同月一七日に、知事に対して両市町長名で編入の申請を行なった。県は、この申請を受けたが、竜峰村の掃すうがはつきりしないこと、町内に八代市編入反対の世論が強くなってきていること等を考慮して一二月県議会に編入議案の提出を見あわせ、さらに次の三月議会への提案も事態を一層紛糾させるものと考え見合わせた。一方、竜峰村の八代市編入申請は、三四年八月二十六日、正式に提出されたが、この申請についてもいろいろの問題があったため（八代市の竜峰村の編入の項参照）、県は、この議案提出をも見合わせ、申請された編入日の三五年（一九六

○)一月一日には、両町村とも市編入が不可能となった。その後、宮原町と竜峰村の住民の間で両町村の合併促進の動きが生じたり、鏡町、竜北村、東陽村、泉村、宮原町の議長間で大氷川市建設の動きがでてくるなどして、宮原町の八代市編入は立消えの形になった。